

項番	質問	回答
1	<p>(2) 履行期間                      ご確認をさせていただきます                      ・履行期間を越えて令和7年4月1日にウェアブルカメラが到着した場合は別途4月の月額料金がかかります。                      令和7年3月31日月曜日までの到着で余裕をもって返却をお願いします。</p>	<p>履行期限内での返却を基本と考えています。</p>
2	<p>(3) 一般事項                      ・レンタル品の紛失、修理不可及び破損にかかわる費用についての質問です。                      もし費用が発生した場合はご相談案件でよろしいでしょうか</p>	<p>そのような場合は契約書に基づいて、協議をさせていただきます。</p>